

第11回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年7月19日
 告示番号 第8号
 会議年月日 令和4年7月25日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹
 局長補佐 佐藤 正浩
 主任 藤原 弘子
 主事 千葉 星夏

本日の案件 第11回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時34分

議長	<p>本日の出席委員は22名であります。 定足数に達しておりますので、第11回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、12番 藤原 美喜男 委員、15番 千葉 綾雄 委員より欠席の届出がありました。</p>
議長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に22番 佐藤 多賀幸 委員、23番 鈴木 勝 委員を指名いたします。 書記には、藤原主任、千葉主事を指名いたします。</p>
議長	<p>議案審議に入ります。 「報告第24号 専決処分の報告について」を議題といたします。</p>
局長	<p>事務局の説明を求めます。 1ページをお開き願います。</p>

報告第24号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による相続の届出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものであります。

専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から4ページの第16号までの16件、16名の方からの届出であり、専決処分の日は令和4年7月14日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第24号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、「報告第24号」の質疑を終わります。

次に、「報告第25号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

5ページをお開き願います。

報告第25号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から6ページの第7号までの7件、12筆の現状変更届出を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する

議 長
議 長
局 長

農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が2件、農業用施設の整備が5件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第25号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、「報告第25号」の質疑を終わります。

次に、「議案第77号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

7ページをご覧ください。

議案第77号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請1件です。

第1号については、譲渡人が高齢のため耕作管理が難しくなったことから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

次に、花泉地域に係る申請1件です。

第2号については、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、農業後継者である譲受人が生前贈与により取得しようとするものです。

次に、東山地域に係る申請3件です。

7ページから8ページになりますが、第3号から第4号については、譲渡人と譲受人が20年ほど前に耕作の利便性を図るため、自分たちで区画整理を行い耕作していましたが、所有権移転登記をしていなかったため、実際の耕作者である譲受人がそれぞれ交換により取得しようとするものです。

第5号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人は隣接する自己所有地と一括して使用し、経営規模拡大を図るため贈与により取得しようとするものです。

次に、藤沢地域に係る申請3件です。

第6号については、譲渡人が耕作管理できないことから、譲受

人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

9ページから10ページになりますが、第7号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第8号については、申請地の隣接地は譲受人の所有となっており、譲渡人が耕作不便であることから、譲受人が経営規模拡大と一括して耕作するため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上8件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第77号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域、農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和4年7月12日、火曜日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私 菅原、佐藤圭一委員、山本委員、佐藤宗雄委員、松岡委員、佐藤洋子委員、農地利用最適化推進委員、大越委員、菅原委員、千葉委員、小野寺敬司委員、佐藤委員、小野寺義廣委員、渡邊委員、佐々木委員、事務局職員、阿部局長、千葉主査、千葉星夏主事、千葉真之主事。

報告内容、第1号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域、農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和4年7月12日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員、千葉委員、磯田委員、支所職員 千葉産業建設課主査。

報告内容、第2号について、別紙農地法第3条現地調査書のと

議 長

6番
菅原 吉昭 委員

議 長

10番
佐藤 和幸 委員

議 長
7番
佐藤 想司 委員

おり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

以上です。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域、農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日、令和4年7月12日、火曜日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、鈴木委員、農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡辺委員、小野委員、支所職員 加藤産業建設課課長補佐。

報告内容、第3号から第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域農地法第3条現地調査報告をいたします。

18番
佐々木 栄一 委員

現地調査日、令和4年7月12日、火曜日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員、私 佐々木、佐藤委員、農地利用最適化推進委員、畠山委員、伊藤委員、佐藤委員、菅原委員、支所職員、阿部産業建設課主事。

報告内容、第6号から第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効果的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長
議 長
議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第77号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対

する可否について」を可と決する方は挙手願います。
(挙手満場)

議 長 挙手満場と認めます。
よって、「議案第77号」を可と決します。

議 長 次に、「議案第78号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。
事務局の説明を求めます。
11ページをお開き願います。

局長 補佐 議案第78号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。
次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。
最初に、花泉地域に係る申請1件です。
第1号は、申請人が牛舎を建築するため転用申請するものです。
申請地は農振農用地ですが、令和3年9月2日付けで農業用施設用地に用途変更されているため転用は可能です。
次に、千厩地域に係る申請1件です。
第2号は、申請人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。
農地区分は、第2種農地と判断しました。
以上、2件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。
以上で説明を終わります。

議 長 以上で「議案第78号」の説明を終わります。
ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
最初に花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

10番 佐藤 和幸 委員 花泉地域、農地法第4条現地調査報告を行います。現地調査日時等は、農地法第3条と同じです。
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
第1号、申請地は、JR花泉駅から南西に約840mの位置にあり、周囲は北、東側が水路、南側が農地、西側が市道となっております。
申請人が牛舎を建築する計画であり、排水は雨水のみであるこ

議 長
5 番
佐藤 繁 委員

とから、周辺農地への影響はないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域農地法第4条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和4年7月12日、火曜日、午前10時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、小野寺委員、支所職員 小山産業建設課主査。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地は、千厩支所から南西に約1.6kmの位置にあり、周囲は北側が農地、東及び西側が雑種地、南側が市道となっております。

申請人が自己住宅を建築するものであり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第78号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第78号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第79号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

12ページをお開き願います。

議案第79号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提

出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請2件です。

第1号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第2号は、譲受人が宅地分譲4区画を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請3件です。

第3号は、譲受人が自社駐車場として利用するため転用申請するものです。

農地区分は、土地改良区域内の農地であることから第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に接続して設置するものであることから、転用は可能と考えられます。

なお、申請地は令和4年2月28日付で、農振除外済みです。

13ページをお開き願います。

第4号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に接続して設置するものであることから、転用は可能と考えられます。

第5号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、川崎地域に係る申請1件です。

第6号は、譲受人が自己用住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、一関市役所川崎支所から500m以内に存在する農地であることから、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、6件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第79号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

6番

菅原 吉昭 委員

最初に、一関地域担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域、農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員は農地法第3条と同じです。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR真滝駅から東に約6.5kmの位置にあり、周囲は北側が県道、東及び南側が道、西側が宅地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第2号、申請地は、JR一ノ関駅から北東に約1.1kmの位置にあり、周囲は北側が公衆用道路、東側が宅地及び公衆用道路、南及び西側が市道となっております。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
以上です。

議 長

ありがとうございました。

10番

佐藤 和幸 委員

次に、花泉地域担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域、農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員は農地法第3条と同じです。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請地は、JR花泉駅から北に約1.1kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東側が農地、南及び西側が国道となっております。

申請人が駐車場として利用する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第4号、申請地は、花泉支所から南東に約1.7kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東及び西側が農地、南側が水路となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思わ

議案第80号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、一関地域に係る1件です。

第1号は、令和3年12月20日付で、排水構造物工事の作業ヤードとして利用するため一時転用許可を受けていましたが、隣接地において新たな公共工事を受注したことから、当該地を現場事務所用地として使用するため、転用期間の延長及び用途の変更を申請するものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第80号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第80号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第80号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第81号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長 補佐

15ページをお開き願います。

議案第81号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

16ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が4件、所有権移転が1件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が10件、集団案件一括方式が41件です。

最初に貸借権設定ですが、第1号から第2号までの2件は、一関地域に係る申請です。

17ページをお開き願います。

第3号から第4号、第4号は18ページに続いておりますけれども、こちらの2件は、室根地域に係る申請です。

19ページをお開き願います。

次に、所有権移転ですが、第1号は、一関地域に係る申請です。

20ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号は、一関地域に係る申請です。

第2号から22ページの第4号までの3件は、花泉地域に係る申請です。

第5号から24ページの第8号までの4件は、東山地域に係る申請です。

第9号は、室根地域に係る申請です。

25ページをお開き願います。

第10号は、川崎地域に係る申請です。

26ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。

第1号から34ページの第40号までの40件は、一関地域に係る申請です。

35ページをお開き願います。

第41号は、千厩地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第81号」の説明を終わります。

なお、[農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）]第5号から第7号について、7番 佐藤 想司 委員が、第8号について、24番 鈴木 弘也 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

（なしの声あり）

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第81号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を
[農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）]第5号から第8
号を除き可と決する方は挙手願います。

（挙手満場）

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第81号 一関市農用地利用集積計画の決定につ
いて」を[農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）]第5号
から第8号を除き可と決します。

議 長

次に、「議案第81号」[農地中間管理事業関係（個別案件 一
括方式）]第5号から第7号を審議いたします。

佐藤 想司 委員は退室願います。

（午後2時11分 退室）

議 長

審議願います。

（なしの声あり）

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第81号」[農地中間管理事業関係（個別案件 一括方
式）]第5号から第7号を可と決する方は挙手願います。

（挙手満場）

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第81号」[農地中間管理事業関係（個別案件
一括方式）]第5号から第7号を可と決します。

佐藤 想司 委員は入室願います。

（午後2時12分 入室）

議 長

佐藤 想司 委員に申し上げます。

「議案第81号」[農地中間管理事業関係（個別案件 一括方
式）]第5号から第7号は可と決しました。

議 長

次に、「議案第81号」[農地中間管理事業関係（個別案件 一
括方式）]第8号について審議いたします。

鈴木 弘也 委員は退室願います。

（午後2時13分 退室）

議 長

審議願います。

（なしの声あり）

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第81号」〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕第8号を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">（挙手満場）</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第81号」〔農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）〕第8号を可と決します。</p> <p>鈴木 弘也 委員は入室願います。</p> <p>（午後2時14分 入室）</p>
議	長	<p>鈴木 弘也 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第81号」〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕第8号は可と決しました。</p>
議	長	<p>次に、「議案第82号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
局 長 補 佐		<p>36ページをお開き願います。</p> <p>議案第82号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。</p> <p>38ページをお開き願います。</p> <p>本議案に係る申請は、貸借の移転が2件です。</p> <p>第1号は、花泉地域に係る申請です。</p> <p>第2号は、川崎地域に係る申請です。</p> <p>以上、申請の内容については記載のとおりです。</p> <p>また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第82号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p style="text-align: center;">（なしの声あり）</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第82号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を</p>

		許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第82号」を許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第83号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
局長補佐		39ページをお開き願います。
		議案第83号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。
		次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。
		本議案に係る申請は4件で、花泉地域2件、東山地域1件、藤沢地域1件です。
		いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。
		以上で、説明を終わります。
議	長	以上で「議案第83号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
		最初に花泉地域担当委員の方、報告をお願いします。
10番		花泉地域、農地法適用外現地調査報告を行います。
佐藤和幸委員		現地調査日、現地調査員は農地法第3条と同じです。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		第1号、申請地は、JR花泉駅から北西に約820mの位置にあり、周囲は北側が宅地、東及び西が農地、南側が公衆用道路となっております。
		平成8年頃から宅地の一部として使用しており、既に農地性は失われております。
		第2号、申請地は、JR油島駅から東に約2.6kmの位置にあり、周囲は北側が宅地及び山林、東及び西側が宅地、南側が雑種地となっております。
		平成14年頃から庭として使用しており、既に農地性は失われております。

議 長

7番
佐藤 想司 委員

以上です。
ありがとうございました。
次に、東山地域担当委員の方、報告をお願いします。
東山地域、農地法適用外現地調査報告を行います。
現地調査日、現地調査員は農地法第3条と同じです。
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
第3号、申請地は、JR岩ノ下駅から南西に約90mの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が農地、南側が市道、西側が鉄道用地となっております。
平成元年頃から宅地の一部及び進入路として使用しており、既に農地性は失われております。

議 長

18番
佐々木 栄一 委員

以上です。
ありがとうございました。
次に、藤沢地域担当委員の方、報告をお願いします。
藤沢地域、農地法適用外現地調査の報告をいたします。
現地調査日、現地調査員につきましては農地法第3条と同じです。
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
第4号、申請地は、藤沢支所から西に約6.3kmの位置にあり、周囲は北及び東側が道、南及び西側が山林となっております。
昭和60年頃から管理できず山林化しており、既に農地性は失われております。

議 長

以上です。
ありがとうございました。
以上で現地調査の結果報告を終わります。
審議願います。

議 長

(なしの声あり)
審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。
「議案第83号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。
(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

議 長

よって、「議案第83号」を可と決します。

次に、「議案第84号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

41ページをお開き願います。

議案第84号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長より、一関農業振興地域整備計画の変更に係る協議があったので、意見を求めるものです。

43ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、農用地区域からの除外申請が1件、4筆です。

除外No.303は、大東地域の案件で、道の駅を整備するための申請です。

令和3年度の申請ですが、担当課において計画書類の確認や補正に時間を要したため、令和4年度に繰り越しとなったものです。

農用地区域から除外された後に転用申請が可能となり、申請があった際は総会で審議することとなります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第84号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査結果の報告をお願いします。

21番

畠山 潔 委員

大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域、農振除外現地調査を報告いたします。

現地調査日、令和4年7月12日、火曜日、午後2時45分より、現地調査員、農業委員、私 畠山、佐藤委員、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、支所職員 菅野産業建設課主任主事。

報告内容、第1号について、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第84号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
議	長	よって、「議案第84号」を可と決します。
議	長	若干休憩いたします。 (午後2時28分 休憩) (午後2時41分 再開)
議	長	休憩中の会議を再開いたします。
議	長	次に、「議案第85号 令和4年度一関市農業委員会の最適化活動の目標の設定等の決定について」を上程いたします。
局長 補佐		事務局の説明を求めます。 44ページをお開き願います。 議案第85号 令和4年度一関市農業委員会の最適化活動の目標の設定等の決定について内容をご説明いたします。 これは、昨年度まで作成が義務付けられていた「農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画」に代えて、令和4年度より作成及び公表が義務付けられたもので、農地利用の最適化活動に重点を置いた内容となっております。 また、本年度より、農業委員、農地利用最適化推進委員個々の目標設定も義務付けられたところですが、個別目標の目安となるものであります。 45ページをお開き願います。 Ⅰ、農業委員会の状況については、農業委員会の現在の体制、農家・農地等の概要でありますので、お目通しいただきたいと思います。 46ページをお開き願います。 Ⅱ、最適化活動の目標についてご説明いたします。 令和3年度末における当市の農地集積率は53.9%です。 「農地集積の目標年度」は、令和3年11月に改正した「一関市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において、令和7年度までに85%の集積目標を掲げております。 ただし、この年度の元となります「一関市農業経営基盤の強化

に関する基本的な構想」が、令和4年2月の改正によって目標年次が平成37年、つまり令和7年から令和12年に改められたことから、今後、農業委員会の最適化の指針についても、次期改正において目標年度の見直しが必要となってくると思われま

す。今年度の新規集積面積は、過去3年の平均値である33haとし、目標集積率は54.1%と設定いたしました。

これは、各委員に設定していただく目標の合計値の目安となるものです。

単純に割るわけではないですけれども、委員さん個々の目標と

いうのを合わせたものがこの33ha以上となるような設定をした

ものです。

遊休農地の解消については、令和3年度末の1号遊休農地面積が約36haであり、これを5年間で解消する目標設定が義務付けられておりますので、本年度の解消目標は7.2haとなります。

47ページをお開き願います。

新規参入の促進についてですが、「現状及び課題」は記載のとおりです。

目標については、「新規参入者への貸し付けについて、同意を得て公表する面積」というものを設定することになっています。

それで、こちらのもととなるのが平成28年度から平成30年度までの3年間の農地の権利移動面積の平均の1割以上ということで設定しております。

ただし、これは農地中間管理事業や法人の集積面積は除いてよいことになっておりますので、そこに記載してあるのはそれを除いた面積になりますけれども、こういった国の基準の方法で計算しましたところ、本年度の目標は39ha、これが新規就農者に貸してもよい、という許可を取ってホームページ等に公表する面積の目標値ということになります。

次に、最適化活動の活動目標についてですが、各委員の活動日数については月10日に設定しました。

農地の見守り活動等、日常的な活動が活動日数として計上できますので、活動記録簿の提出について、ご協力をお願いいたします。

活動強化月間の設定目標についてですが、本年度より年間3か月の活動強化月間の設定が義務付けられました。

取り組み内容については記載のとおりです。

新規参入相談会への参加目標ですが、これにつきましても本年度から義務付けられたものでございます。

活動内容としては、一関地方農林業振興協議会で毎月開催している新規就農ワンストップ相談会に出席し、新規就農者の指導をしていただくものです。

相談希望者が確定するのが直前となることが多く、出席委員の選定も直前となってしまいますが、可能な範囲でのご協力をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第85号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第85号 令和4年度一関市農業委員会の最適化活動の目標の設定等の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第85号」を可と決しました。

議 長

以上で議案審議が終了いたしました。

第11回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時48分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員

